

(規 102～104)

特殊・通則

営業規則

第7章 乗車変更等の取扱い

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通則

(旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還)

第102条 旅客は割引証等を提出して購入した乗車券類について払い戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができません。

(乗車変更等の手数料の払い戻し)

第103条 旅客は社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払い戻しを請求することができません。

(旅客運賃の払い戻しをしない場合)

第104条 規則第67条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払い戻しの請求をすることができません。